



平成 22 年 2 月 1 2 日

各位

会社名 近畿日本鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 小林 哲也
コード番号 9041
上場取引所 東京・大阪・名古屋（第1部）
問合せ先 経理部長 泉川 邦充
TEL 06 - 6775 - 3465

平成 22 年 3 月期第 3 四半期連結決算に係る損失処理等の再検討、
平成 22 年 3 月期第 3 四半期の四半期報告書の提出遅延
および監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 8 日公表の連結子会社株式会社メディアートにおける不適切な経理処理および平成 21 年 11 月 27 日公表の連結子会社近鉄ビルサービス株式会社における不正行為の修正について、平成 22 年 3 月期第 3 四半期連結決算での特別損失への一括計上を取り止め、過年度決算を訂正する方針を決定いたしました。これに伴い、平成 22 年 3 月期第 3 四半期報告書について金融商品取引法に定める提出期限の平成 22 年 2 月 15 日までに提出できないこととなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

過年度決算の訂正が必要となる事態に至りましたことを当社株主の皆様をはじめ関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。可能な限り早期に適切な開示を行い信頼の回復をすべく鋭意努力してまいりますので、今後とも皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 損失処理等の再検討について

当社では平成 22 年 2 月 8 日公表の連結子会社株式会社メディアートにおける不適切な経理処理および平成 21 年 11 月 27 日公表の連結子会社近鉄ビルサービス株式会社における不正行為の修正について、過年度の連結財務諸表に与える金額的重要性は限定的かつ軽微であるとの判断から平成 22 年 3 月期第 3 四半期連結決算において特別損失にて一括計上することとし、平成 22 年 2 月 8 日に当第 3 四半期連結決算の公表を行い、また株式会社メディアートの件について全容の厳正かつ徹底的な解明および再発防止策の策定についての確な提言を受けることなどを目的として外部有識者による調査委員会を同日設置いたしました。

その後、同委員会から、株式会社メディアートの件では連結子会社前社長主導とみられる不適切な経理処理であること、近鉄ビルサービス株式会社の件に続き同一会計年度中に複数件の過年度損益修正事項が発生したことなどの観点から、今回の損失処理方法については、現在進めている調査結果も反映した上で、過年度決算を訂正し、より正確な財務情報を公表するのが適切であるとの意見を受けました。

これを受け、当社では、監査法人ともあらためて協議を行い、当初の当第 3 四半期での一括処理を改め、過年度決算の訂正を行うことといたしました。

2. 過年度連結財務諸表への影響について

現時点で判明している株式会社メディアートの不適切な経理処理による平成 21 年 12 月までの過大計

上の累計額は売上高で約 63 億円、経常利益で約 35 億円であります。これに加え、不適切な会計処理を修正した同社の財務諸表に基づく繰延税金資産の取崩や固定資産の減損を反映した平成 20 年度までの連結当期純利益の過大計上額の累計額は約 38 億円であります。これに先に判明した近鉄ビルサービス元従業員による不正行為に係る損失処理額を含めた各年度の当社連結財務諸表への影響額は以下のとおりです。

(単位：百万円未満切捨)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 第 2 四半期
売上高	943	592	549	1,001	1,101	1,047
経常利益	371	728	155	271	428	57
当期(四半 期)純利益	596	789	362	274	659	171

(注) 過年度連結財務諸表訂正の対象期間である直近 5 期以前の期間に係る損益影響額は 1,399 百万円(内訳は平成 15 年 3 月期 1,403 百万円、平成 16 年 3 月期 3 百万円)です。なお、平成 15 年 3 月期および平成 16 年 3 月期における売上高並びに経常利益の影響額は、それぞれ 2,733 百万円および 78 百万円並びに 1,403 百万円および 3 百万円です。

なお、調査委員会による調査等の結果、上記影響額に変更が生じた場合は、その影響額も全て織り込んで過年度決算の訂正を行います。

3. 平成 22 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出遅延および監理銘柄(確認中)指定の見込みについて

今般の過年度決算の訂正に伴い、当社の平成 17 年 3 月期から平成 22 年 3 月期第 3 四半期までの決算短信の訂正を行うとともに、平成 17 年 3 月期から平成 22 年 3 月期第 2 四半期までの有価証券報告書(内部統制報告書を含む)、半期報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出する予定です。これらの対応がすべて終了した後、平成 22 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出を行う必要がありますため、当第 3 四半期報告書について金融商品取引法に定める提出期限の平成 22 年 2 月 15 日までに提出できないこととなりました。

東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第 605 条第 1 項第 13 号 a、大阪証券取引所の監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 7 条第 1 号 a(j)イおよび名古屋証券取引所の株券上場廃止基準の取扱い 5(1)m(a)により、金融商品取引法に定める提出期限までに当該四半期報告書を提出できる見込みのない旨を開示した場合、当該銘柄を「監理銘柄(確認中)」に指定することとされており、東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所から投資家の皆様に対する注意喚起のために、当社株式が本日から「監理銘柄(確認中)」に指定される見込みです。

4. 今後の予定および連結業績予想に与える影響について

上記の過年度決算の訂正に伴う当社の公表済決算短信および提出済有価証券報告書等の訂正並びに平成 22 年 3 月期第 3 四半期の四半期報告書の提出につきましては平成 22 年 3 月 15 日までにを行う予定です。なお、当第 3 四半期に計上した約 40 億円の過年度損益修正損は平成 21 年 3 月期以前に遡って訂正処理されるため、平成 22 年 3 月期の通期業績予想を修正いたします。詳細は本日公表しております「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以上